

み  
う  
い  
く



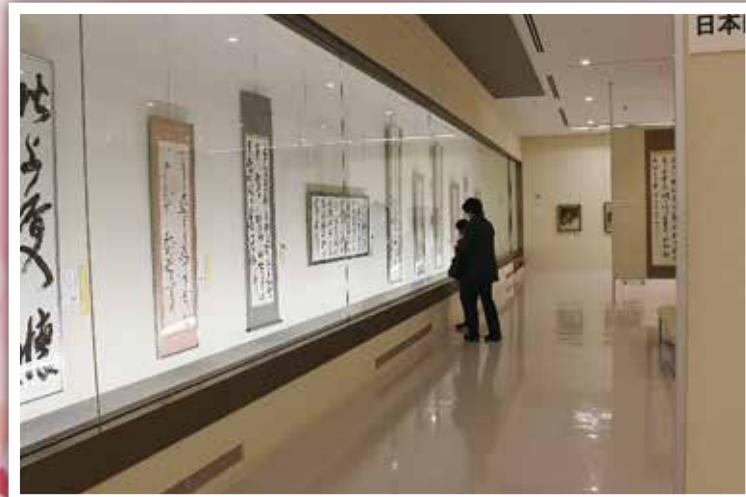
## 第68回鳥取県勤労者美術展を開催

2022年1月16日(日)より23日(日)まで、米子市美術館にて、勤労者美術展を開催しました。

4部門(写真・洋画・日本画・書道)と「わたしの熱中作品展」のすべての作品145作品を展示しました。

今年度は、新型コロナ感染症拡大のため表彰式は中止と致しましたが、初日は、入賞された方や出品者の方など、ご来場され、賑やかな開会となりました。

(入賞作品一覧:P8)



### 目次

2021年度労働者福祉に関する要請と回答	… P2 ~ P3
ろうきんからのお知らせ	… P4
こくみん共済coopからのお知らせ	… P5
2021年度労働者福祉に関する要請と回答（続き）	… P6
支部便り	
東部支部・中部支部	… P6
西部支部	… P7
第68回勤労者美術展入賞一覧	… P8

# 2021年度労働者福祉に関する 鳥取県への要請について

労働者福祉行政の充実について県へ要請書を提出し、回答を頂きました。

◆要請書提出日 2021年10月14日 (木)

◆県からの回答日 2021年2月31日 (月)

内容は以下の通りです。

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目 (令和3年度)



要請事項	回 答	担当部局
<b>1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化について</b>		
(1)「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて活動を展開しています。また、労働・生活全般の相談のワンストップ解決サービスを目的に「ライフサポートセンター」と「相談・相談所」「みなくる」を運営し相談を受け付けています。多様化している社会環境のもとで課題は複雑化しており、解決の糸口を見つけていくために相談・啓発活動をより細やかに、より広く行っていく必要があると考えます。つきましては、ワークライフバランスの推進など鳥取県労福協が行う労働者自主福祉運動などの事業に、連携を深めていただくとともに更なる支援・協力をお願いしたい。	鳥取県労働者福祉協議会（鳥取労福協）には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者からの労働相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等をいたしています。また、労働者スポーツ祭典や労働者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。 令和4年度も引き続き鳥取労福協の活動への支援等を通じて、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。	とっとり働き方改革支援センター
(2)厳しい経済状況や働き方改革に関する法令等が十分に理解されず、労使関係にも影響を及ぼしています。鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託していますが、労働条件に関する相談件数は引き続き多い状況にあります。新型コロナウイルス感染症拡大による、厳しい社会経済・雇用環境のことで相談者からの相談内容も複雑化・多様化している中で、今年度も6月より3回県立鳥取ハローワークでの出張相談をスタートし、労働相談を聞く場面での支援員の助けや求職者の助言などを通じて連携を進めています。今後も事業運営において、サービスの質の向上を図るための情報提供・相談員のスキルアップなど、機能強化への連携と協力をお願いしたい。	鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいたしています。 また、「みなくる」の管理運営事業は、平成23年度から公募制をとっており、令和3年度からの3年間についても鳥取労福協に受託いただき、事業運営いたしております。引き続き適正な運営をいたくよう、県としても連携を図ってまいります。	とっとり働き方改革支援センター
※実績 2020年 労働相談 2,934件 2021年 労働相談 1,217件 (2021年度は4月～8月までの実績)		
(3)2020年4月よりハラハラの防止措置が企業に義務づけられたものの、今年度においても相談は、相変わらずあるところです。事業主・労働者とともにあらためてハラハラについて関心と理解を深め、摸範を自指さなければなりません。特に事業主には注意喚起と指導を徹底していただきたい。また、様々なハラハラメントの発生による相談も増加しているほか、中でも非正規で働く者からの「職場の人間関係」の相談が増えています。コロナ禍による雇用環境の厳しさを反映した相談や偏見などに苦しむ相談も増えてきています。労働に関して困った時は「みなくる」に相談する等、さらに「みなくる」が利用されるよう連携ながらに周知の強化をはかっていただきたい。	鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」においても、県内事業所等において、ハラハラメント等のテーマで実施される社内研修に無料で講師を派遣しています。引き続き、県ホームページやチラシ配布のほか、県政だよりや新聞広告によるPRを図っていくこととしています。特にこの度、コロナ禍での雇用不安に応えるため、「みなくる」や県立ハローワークの「特別相談窓口」等を含めた労働者・経営者相談窓口・支援制度普及チラシを作成し、配架・新聞折込等により周知を強化しました。	とっとり働き方改革支援センター
(4)社会人前教育（労働法連講座）を、県内の高校や大学・短大等で行っています。教育として鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもので発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し社会人としてのルールやマナー等、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っています。また、この冊子は、好評を博しており毎年多くの団体から配布希望があり職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。現在、県内全高等学校への配布も含め15,800部の作成・配布を行っています。現在、県内全高等学校への配布も含め15,800部の作成・配布を行っています。対応していくために更なる支援をお願いしたい。あわせて、社会人前教育が教育現場で重要な講義であることをあらためて徹底していただきたい。	現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。 県教育委員会としても、労働法制を学ぶことは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とかわる態度を身につけ、社会参画の意識を高めることにつながることと認識しています。 今後も、労働法制等に関する学習が一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。	高等学校課
(5)人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた新たな協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で人と人とのつながりのなかで大きくなっています。県内の協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の育成・発展のための支援の強化をお願いしたい	持続可能な地域づくり、地域の雇用維持・多様な働き方の実現のためには、協同組合が重要な役割を果たすと考えています。 特に、令和2年12月に成立し、令和4年10月に施行される労働者協同組合については、出資・運営・労働が一部となつてこれまでの組織形態として注目されていますが、制度についてまだ認知されていないため、県に先駆けて、制度や活用想定事例を周知するためのセミナー、設立に向けた手続等に係る専門家による相談対応を行っています。	雇用政策課
	特定地域づくり事業協同組合制度の活用について、本県では、独自の運営費助成を導入するなど、その推進に力を入れています。 また、県内の事業活動が図られるよう、市町村と連携しながら、事業所や地域運営組織などに対して制度周知を行なうなど、一層の事業推進に取り組んでまいります。	中山間地域政策課
<b>2. 消費者行政の充実強化に関する要請について</b>		
2022年4月には、成年年齢の引き下げにより、高校生が成人として契約の当事者となります。資質をきちんと備えることでトラブルに巻き込まれないようにしなければなりません。鳥取県労福協は、これまで県内高校生に対して賢い消費者になるための「消費者講座」を中止国労働金庫の協力を得て出前講座を実施しています。鳥取県においても出前講座を開催して普及啓発を積極的に取り組まれていることも承知しているところです。研修の実施によって学校現場での消費者教育がさらに進展するよう図っていただきたい。	2022年からの成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の防止や救済を図るために、より層効果的な消費者教育を実施することが必要であると認識しています。 現在、高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞いたりするような機会を設けています。	高等学校課
また、令和2年度に県消費生活センター担当者・弁護士・県立高校の教諭・県教育委員会担当者と協力して、消費者教育に関する出前講座で使用する統一教材を作成し、今年度からすべての県立高校で原則2年生を対象に、県消費生活センター、県弁護士会と連携した消費者教育に関する出前講座を実施しているところです。 今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。	また、令和2年度に県消費生活センター担当者・弁護士・県立高校の教諭・県教育委員会担当者と協力して、消費者教育に関する出前講座で使用する統一教材を作成し、今年度からすべての県立高校で原則2年生を対象に、県消費生活センター、県弁護士会と連携した消費者教育に関する出前講座を実施しているところです。 今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。	消費生活センター
また、「鳥取県における消費者教育推進の取組」において、当初、消費者行政と教育現場の連携取組として配置されていた消費者教育コーディネーター（消費者教育支援員）が、2018年度以降消費者センター職員に引き継がれていますが、継続後も機能が十分発揮できるよう対応をお願いしたい。	成年年齢の引き下げに向けては、2018年度から消費生活センターと教育委員会等の働きかけにより、高校での消費者教育授業が開始され、2020年度にははばすての高校で授業が実施されています。	
高校生等が、主体的かつ適切に消費行動できるようあらためて消費者教育の強化をお願いしたい。	また、本年度、消費生活センター職員がコーディネーター役となり、消費者問題に精通した弁護士が県内すべての高校に向いて成年意義、消費者トラブルへの対処法、責任ある消費行動等について講義する「弁護士出前授業」を実施中です。 さらに、県内の4高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子高専）の正規授業として、学生及び一般県民を対象とした「くらしの経済・法律講座」を実施しているほか、地域団体・専門学校等に講師を派遣し、身近な契約トラブル、特殊詐欺や悪質商法等について、幅広い年齢層に対する啓発を取り組んでいます。 のほか、県ホームページへの「とっとり消費者大学消費生活相談」の定期連載のほか、SNSによる情報発信なども実施しています。	
	今後も引き続き関係団体等との連携や多様な媒体の活用により、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発を積極的に進めています。	
<b>3. 格差の是正・貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化に関する要請について</b>		
<b>(1) 教育の機会均等について</b>		
① 鳥取県におかれましては、令和2年度に県の奨学金制度を拡充されたことは承知しているところです。現在大学等への進学するために奨学金を必要とする人は、学費の高騰等により2人に1人が利用しているとの統計結果が出ています。就学を自指し必要とする学生が、県の奨学金制度をさらに利用しやすいよう奨学金制度（給付・無利子貸付）の拡充を図っていただきたい。経済的理由によって就学が困難な者の就学への相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をお願いしたい。	令和2年度にスタートした「高等教育の修学支援新制度」において、給付型奨学金、無利子貸付金制度が拡充されていることや、県の育英奨学金制度とも併用できることから、これ以上の拡充は考えていません。また、育英奨学金制度に関する相談については、これまでどおり人権教育課が窓口として対応します。	人権教育課
	県では、産業界と協力して「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、「Jリターン」及び産業人材の確保を推進しています。この制度では、大学等卒業後8年間、人材不足が著しい県内対象業種への就業を条件に奨学金の返還を助成することとしており、これまで産業界からの寄附等により、対象業種の拡大を行なっているところです。また、制度の周知についても引き続き進め、必要な人に行き届くよう取り組んでいます。	ふるさと人口政策課

<p>② 労福協では、毎年「奨学生に関する全国一斉相談会」を実施しており全国より多くの相談に対応しています。特にコロナ禍で返済負担など奨学生の問題点(失業・傷病などによる返済猶予申請時の説明不足など)が浮き彫りになってきています。既存の返済者の負担軽減や救済制度の拡充、学費を含む教育費負担の軽減につなげていくよう国に対して、現行の日本学生支援機構の奨学生制度の改善、ならびに、国による給付型奨学生制度のさらなる拡充へ働きかけを進めていただきたい。</p>	<p>日本学生支援機構では、「高等教育の修学支援新制度」として奨学生制度の拡充が行われたところであることや、新型コロナに起因する家計急変などにも対応されたこと、返還が困難になった方への支援制度なども用意されていることなどから、当面は、国の動向を注視していくこととします。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>③ コロナ禍に伴う奨学生の返済困難者の増加に対応し、県の奨学生の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額などの支援を受けられるようになります。保証人を含めて無理な取り立てを行わないよう柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>県が貸与した奨学生は、次の奨学生の原資となるものであり計画どおりの償還をしていただく必要がありますが、進学、疾病、失業、出産等で一時的に低所得となる期間は返還を猶予する制度を設けており、貸与者には直接情報提供するとともに、県のHPでも周知を図っています。また、奨学生の返還が滞っている方については、事情を聞かせていただきながら柔軟に対応しているところです。</p>	<p>人権教育課</p>
<p><b>(2) 緊急雇用対策について</b></p>		
<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非正規で働く者等の中途解約や、雇止めならびに新規学卒者の内定取り消しなどが行われることのないよう企業等に周知徹底をいただきたい。</p> <p>離職を余儀なくされた労働者に対する早期の再就職が可能となるよう、相談窓口の設置、手厚い就労支援や必要なに応じた生活支援の拡充を図っていただきたい。</p>	<p>県では、関係機関で構成する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を設置し、コロナ禍での県内事業所の事業継続・雇用維持に向けた支援を行っています。また、新規学卒者の内定取消事案については、必要に応じて国が設置する「新卒者内定取消等特別相談窓口」等を案内するなど連携を図ってまいります。更に、新型コロナの影響を受けた離職者からの特別相談を行なうとともに、そうした方の採用に理解のある企業の求人を登録し、就職マッチングを行なう「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワーク(4箇所)に設置しています。</p>	<p>雇用政策課 県立ハローワーク</p>
<p><b>(3) 子どもの貧困対策の強化について</b></p>		
<p>子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援が必要となります。「鳥取県子どもの貧困対策推進計画〔第2期〕」をふまえたうえで、全市町村における貧困対策計画の策定義務化や、貧困の実態を把握し具体的な貧困の削減目標の早期達成のための貧困対策の充実および強化に向け対応されたい。</p>	<p>市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により努力義務とされており、義務化にあたっては、国において全国の状況等を踏まえて検討すべきであるが、県内市町村では、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画〔第2期〕」策定時(令和元年度時点)の2市町村から8市町村(令和3年6月時点)に増加しており、県としては、引き続き、様々な機会を利用し、市町村に計画策定を働きかけています。また、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各種学習支援制度や高校生通学費助成等、子どもの「現在」を支える支援施策を実施しており、今後公表される予定の子どもの貧困実態に関する全国調査の分析結果も踏まえ、引き続き必要な施策を検討してまいります。</p>	<p>福祉保健課</p>
<p><b>(4) フードバンク活動の促進について</b></p>		
<p>鳥取県では、これまで「鳥取県食品ロス削減推進委員会」において、フードバンク等に提供する食品の取扱いの検討等が進めてこられたことは承知しています。貧困対策として、子ども食堂を含め市町村の取組やネットワーク活動により、今後様々な団体・企業からの食材の提供等支援が、拡大していくものと期待されます。フードバンクが設置され継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体設置への基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策を検討いただきたい。</p>	<p>本県では、ごみゼロ社会実現のため、特に食品ロスの削減を重要項目として掲げ取り組んでいるところです。フードバンクの取り組みは、食品ロス削減の一助ともなることから、関係者と意見交換をしていきたい。</p>	<p>循環型社会推進課</p>
<p><b>(5) 自死対策・子ども相談支援について</b></p>		
<p>2020年度は自死者が11年振りに増加に転じ、特に子どもや若者、女性の増加率が顕著となりましたが、今後コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念されます。鳥取県におまかせしても、前年より死亡率が0.9ポイント増加しました。鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」にもとづき実効性のある施策を強化がつづく迅速に推進をお願いしたい。また、「子どもの悩み事などの相談 チャイルドラインうさぎのみみ」などNPO等民間支援団体との多様な連携の促進、相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育・活動の充実を図るためなど、活動に対する財源確保を検討いただきたい。</p>	<p>本県の自死対策については、精神保健福祉センター、保健所、市町村と連携し、相談対応や普及啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>中でも、平成31年度から若年層を対象として実施している「とっとりSNS相談事業(LINEでの相談)」では、新型コロナウイルス感染症により心身の変調が生じる県民のところのケアを目的として、対象を全県民に拡大するとともに相談日も拡充しながら、専門職による相談対応を行なっています。</p> <p>また、「鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」」についても、関係機関で構成するいといのちを守る県民運動「自死対策の運動体として当事者意識を持つ地域(自ら対策を推進していく組織)」において進捗状況の確認、評価をしながら取り組みを進めているところであり、前述したSNS相談事業なども含め、普及啓発や相談体制の充実など、効果的な対策を図っています。</p>	<p>健康政策課</p>
<p><b>(6) 安心の介護体制の整備について</b></p>		
<p>家族介護を行なう介護者(ケアラー)が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行なうため、各市町村へ体制整備の拡充への働きかけを願いしたい。また、教育と福祉のはざまにあって、これまでの制度で対応できなかつたヤングケアラーへの対策は、急務と考えます。実態の把握とその支援制度を設けていただきたい。</p>	<p>県内全市町村には、高齢者、家族介護を行なう介護者等の地域住民の総合相談、支援を行なう「地域包括支援センター」が設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護・生活に関する相談支援等を行なっているところです。</p> <p>県では、地域包括支援センター職員の相談支援などの資質向上を図る研修会を開催していますが、そうした場を活用して、地域住民が介護に関して相談しやすい体制づくりを整備、充実していくよう、市町村や地域包括支援センターに働きかけていきます。</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>県内全市町村には、高齢者、家族介護を行なう介護者等の地域住民の総合相談、支援を行なう「地域包括支援センター」が設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護・生活に関する相談支援等を行なっているところです。</p> <p>県では、地域包括支援センター職員の相談支援などの資質向上を図る研修会を開催していますが、そうした場を活用して、地域住民が介護に関して相談しやすい体制づくりを整備、充実していくよう、市町村や地域包括支援センターに働きかけていきます。</p> <p>県では、家族に介護が必要な場合に仕事と介護の両立を図り、介護を理由として離職することのないよう、働く介護家庭向けの企業内研修の支援などを実施しており、引き続き、必要な情報発信や取組を進めています。</p>	<p>県の「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、ヤング(若者)ケアラーに当てはまる回答した者は、小学5年生が1.8%、中学生2年生が2.0%、高校2年が3.2%、青年(19~29歳)が5.1%であり、全ての年代で該当者がありました。</p> <p>また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなるとともに、希望するサポートとしては全年代において見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることが判明しました。</p> <p>このため、中高生だけでなく小学生に対する啓発を行なうとともに、ヤングケアラーがいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化(例: SNS相談、オンラインサロン、支援者の研修及び電話相談の24時間対応等)を図るための経費を令和4年度当初予算(案)に計上しており、今後も、教育委員会と連携してヤングケアラーの支援を行うこととしています。</p>	<p>家庭支援課</p>
<p><b>4. 防災・減災対策の強化について</b></p>		
<p>(1) 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進を進めていただきたい。</p>	<p>「鳥取県版災害ケースマネジメント」の手法により、鳥取県中部地震からの復興において被災者一人ひとりに寄り添った支援に取り組んだほか、県防災及び危機管理条例の改正により恒久制度化したことであるが、平素からの取組体制の強化のため、令和3年4月に県社会福祉協議会内に「県災害福祉支援センター」を設置し、市町村での「鳥取県版災害ケースマネジメント」の社会実装に向け、市町村への働きかけを継続しています。また、令和3年12月には専門士業4団体との協定を締結し、より専門的な知見から協力を得たための体制を強化しています。さらに、県社会福祉協議会が事務局の「災害ボランティア連絡協議会」には行政・NPO等が参加しており、災害時に備えた各主体の情報共有や連携体制を定期的に確認しています。</p>	<p>危機管理政策課</p>
<p>(2) 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、被害が発生しないよう予防啓発を徹底していただきたい。</p>	<p>鳥取県は、無施錠による盗難被害の割合が全国平均を大きく上回っていることから、引き続き県民に向けてあんしんトリーリーメール・SNS等の活用、関係機関と連携した広報活動により注意喚起を行ないます。</p> <p>【参考】住宅侵入窃盗のうち無施錠による被害の割合(令和2年) 鳥取県 84.9% 全国平均 51.5%</p>	<p>くらしの安心推進課</p>
<p>(3) 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化いただきたい。また労働者の安全を確保するために事業活動の活動休止・外出抑制の基準を設定するなど仕組みの策定を図っていただきたい。</p>	<p>地震、台風、大雪などの災害に便乗した住宅修理等に関する悪質商法や被災への寄付名目の不審な訪問や電話などの事例について、平時からホームページや新聞広告記事等により注意喚起を行なっていますが、災害発生時には、警察、市町村、消費者団体等と連携して多様な媒体を通じて重点的に注意喚起を行ないます。</p> <p>近年の激甚化、広域化する豪雨による自然災害等大規模災害に対しては、行政による公助の対応だけでは限界があることから、住民や企業による自助・共助による取組が不可欠です。そのため、市町村や県関係課とも連携しながら、出前講座や研修会などあらゆる機会を捉えて、各種防災情報やるべき避難行動等、防災知識に関する理解浸透を図っています。</p>	<p>消費生活センター 危機管理政策課</p>



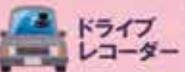
会員の間接構成員だから  
この金利!!

会員  
限定!!

1.88%

変動金利  
適用金利  
／年利  
保証料込み

車に関する  
こんなものも購入可能!



他金融機関等の自動車ローン、  
残クレ(残高設定型クレジット)からの  
借換えにも!



以下のいずれかの項目に該当される方が、対象となります

- ①29歳以下またはフレッシャーズ(勤続1年目)の方
- ②0歳から大学院在学中のお子さまをご本人または配偶者さまが扶養している方
- ③(ろうきん)無担保ローン(証書貸付)をご利用中または、以前にご利用されていた方
- ④ネットからWeb完結スキームでお申込みの方

左記4項目のいずれにも該当されない方は、  
下記の金利でご利用いただけます。



変動金利  
適用金利  
／年利  
保証料込み

1.98%

## 〈ろうきん〉全力! お役立ち!! カーライフローン

ご融資  
限度額

最高 1,000 〔1万円単位〕  
万円

ご返済  
期間

最長 10年

●ご融資限度額／最高1,000万円(1万円単位) ●ご返済期間／最長10年 ●お使いみち／自動車の購入資金および間違諸費用、マリンレジャー・マリンスポーツ関連費用、他金融機関自動車関連ローンからの借換え、※事業性資金または、業務用車両にはご利用いただけません。※他金融機関等の自動車ローンからの借換えにつきまして、Web完結スキームでのお申込みでは、2022年4月よりご利用いただける予定です。 ●お申込条件／○申込時の年齢が満18歳以上で完済時年齢が満76歳未満の方  
※Web完結スキームでお申込みの場合、お申込み時満20歳以上の方が対象です。 ○金庫の定める保証機関の保証を受けられる方 ●ご返済方法／元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済 ●保証／(一社)日本労働者信用基金協会 ●担保／不要  
※審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。※くわしい説明書が必要な方は店頭へお申し出ください。  
※ご返済額について試算をご希望の方は、(中国ろうきん)のホームページをご利用いただくか、店頭にお申し出ください。

Webで完結!

Webスキーム  
からのお申込みが  
便利!!



Web 完結  
スキームでの  
お申込みは  
こちらから



もちろんパソコンからも  
中国ろうきん

検索

書類の記入・  
収入印紙等の  
諸費用不要!

<https://www.chugoku.rokin.or.jp/>

※Web完結スキームでお申込みの場合、お申込み時満20歳以上の方が対象です。  
※他金融機関等の自動車ローンからの借換えにつきまして、Web完結スキームでのお申込みでは、2022年4月よりご利用いただける予定です。



(2022年3月1日現在)

中国ろうきん

検索

●くわしいお問い合わせ・ご相談は (1号・3号・4号会員(中国ろうきん友の会賛助会員を除く)の間接構成員さま用)

鳥取支店 ☎(0857)23-1241 ローンセンター鳥取 電話0120-25-3655 〒680-0847 鳥取市天神町 30-5

倉吉支店 ☎(0858)23-2441 〒682-0804 倉吉市東昭和町 286-2

米子支店 ☎(0859)22-1200 ローンセンター米子 電話0120-35-6475 〒683-0067 米子市東町 189-2

こくみん共済 NEWS

みんなのそばにいつも安心を

公式キャラクター  
ピットくん

# マイカー共済

自動車総合補償共済

7才の  
交通安全  
プロジェクト

あなたの見積もりが横断旗に！

## 自動車補償を見直して横断旗を贈ろう！

7才の  
交通安全  
プロジェクト

プロジェクトの  
取り組み

### 未来ある子どもたちを交通事故から守りたい

こくみん共済 coop がそんな思いからスタートした取り組みが、「7才の交通安全プロジェクト」です。7才の子どもたちは他の年齢に比べて突出して交通事故に遭いやすいというデータがあります。

マイカー共済のお見積もり1件につき、こくみん共済 coop オリジナル横断旗を全国の加盟店などに寄附しています。

「7才の交通安全プロジェクト」では交通安全を楽しく学べる特設サイトを開設しています。

子どもと一緒にクイズに挑戦！  
交通安全デジタルえほんを  
特設サイトで公開中。

詳しくはこちらの  
「7才の交通安全  
プロジェクト」を  
ご覧ください。

<https://www.zenrosai.coop/anshin/7p/>

### マイカー共済が選ばれる 3つのポイント

#### 安心が広がる 特約・割引制度

無事故が続くほど、  
掛け金がお手頃に

**最大22等級  
64%割引！**

#### 充実の補償

さまざまな事故による損害を

**しっかりカバー！**

#### 安心の サポート体制

突然のお車のトラブルにも

**24時間  
365日対応！**

### ① 現在加入している補償内容でお見積もり

裏面の見積依頼書①にご記入のうえ、車検証・保険証券(共済契約証書)のコピーと一緒にご提出ください。

### ② 「おすすめ安心タイプ」でお見積もり

裏面の見積依頼書にご記入のうえ、「車検証」または「売買契約書」のコピーと一緒にご提出ください。

※ 売買契約書の場合、ご加入の際は車検証のコピーの提出が必要です。

見積方法は2通り！

おすすめ安心  
タイプの  
内容はこちら！

#### 基本補償

人身傷害補償  
ご自身や同乗者の  
けがの補償  
**最高5,000万円**  
(被扶養者1名につき)

対人賠償  
相手方への  
けがの賠償  
**無制限**

対物賠償  
相手方への  
車や物の賠償  
**無制限**

#### お車の補償

車両損害補償  
衝突や火災、台風、  
盗難などの損害を補償  
**一般補償**  
(自己負担額10万円・各種費用負担費+)

割引・特約の  
付帯で  
さらに安心、  
お得！

マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日受付

※サービスのご利用には  
一部制限があります。

※全損害坡や盗難で被扶養自動車が使用不能となったときの代車費用、迷路などで事故にあったときの都道府県の公共交通費用、宿泊費、  
修理費、事故や盗難により発生した身の回り品の損害を補償します。

まずはお見積もりを！

## 2021年度労働者福祉に関する鳥取県への要請について続き記事

	県内企業に対しては、大規模災害発生時においても、事業活動の継続や従業員の安全確保をしていくよう、これまで様々な災害リスクに関するセミナーを行うとともに、個別企業の状況に応じた初動対応や防災対策をはじめとした事業継続計画（BCP）を策定できるよう、ワークショップの開催や専門家派遣などの仕組みの活用促進を図ってきたところであり、引き続きこうした支援を行っていきます。	商工政策課
(4)各市町村における個別避難計画の作成にあたっては地域住民をはじめ避難行動要支援者（障害者・高齢者等）とその家族、および福祉や医療関係者等の意見を反映させるとともに地域住民への個別避難計画の意義や事例説明を行い、実効性が高まるよう指導いただきたい。	避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、令和3年5月の災害対策基本法の改正で市町村に努力義務化されたところであり、現在、市町村において優先度の高い者（ハサードが懸念される地域に居住する後期高齢者など）から、福祉や医療関係者等との連携をとった上で、避難先や地域住民など支援者のマッチングに取り組んでいるところです。県としても実効性のある計画の作成に向け、市町村への個別訪問による働きかけを行っているほか、令和3年度から予算化している「個別避難計画作成支援事業」による市町村への財政支援も行っています。	危機管理政策課
<b>5. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援について</b>		
(1)国がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、鳥取県においても、外国人・外国人にルーツを持つ様々な人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への対応を進めていただきたい。	県では平成31年4月に（公財）鳥取県国際交流財団に外国人相談業務を委託して外国人の相談業務に応対する国際交流コーディネーター（英語・中国語・ベトナム語）を配置し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の様々な相談に係る機関と連携しながら対応しております。また、県に応じて専門機関への紹介等も行っています。（公財）鳥取県国際交流財団では、ホームページやSNSでの多言語及びやさしい日本語での情報発信、日本語クラスの運営や医療機関等への通訳ボランティア派遣などの外国人のコミュニケーション支援、国際交流フェスティバルや異文化理解体験講座などによる国際理解の推進等にも取り組んでいます。	交流推進課 地域交通政策課 医療政策課
(2)持続可能な地域づくりのために、行政と非営利・協同組織との関係をコスト削減や下請け型の業務委託としてではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上で対等なパートナーシップにもとづく協働の関係として、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、さらに制度・政策の充実を進めていただきたい。	外国人患者が安心して医療を受けられるよう、令和元年度から医療機関に対して多言語に対応した翻訳機器の整備を支援するほか、県ホームページに外国人患者を受け入れる医療機関の一覧を掲載する等の取組も行っています。県内で暮らす外国人・外国人にルーツを持つ人々に寄り添った生活支援がより求められていることから、県では市町村や（公財）鳥取県国際交流財団等の関係機関と連携をとりながら現状やニーズを把握し、多文化共生社会を今後も推進してまいります。	人権教育課
<b>6. 中小企業労働者の福祉格差の是正について</b>		
中小企業労働者の福祉格差の是正に向けて、中小企業労働者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たす支援、鳥取県としての積極的な役割を發揮し、サービスセンターへの支援・指導を強化されるとともに、鳥取市・米子市以外の未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。	県教育委員会では、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等が、日本の学校制度や学校生活に関する理解を深め、不安を解消できるよう、学校生活に関する事柄を母語化した「学校生活ガイドブック（小・中学校編）」を平成17年度に作成し、内容についても見直しを行ながら、諸制度の変更に沿った改訂を行なってきました。今後も校長会や鳥取県PTA協議会や都市のPTA連合会が主催するPTA役員研修会等で周知を行い、より多くの方に活用していただきたいように努めてまいります。	県民参画協働課
中小企業労働者の福祉格差の是正に向けて、中小企業労働者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たす支援、鳥取県としての積極的な役割を發揮し、サービスセンターへの支援・指導を強化されるとともに、鳥取市・米子市以外の未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。		
中小企業労働者福祉サービスセンターは、運営に対して国庫補助が行われていましたが、労働保険特別会計の見直しを受け、平成18年度をもって廃止されました。中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業労働者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は労働者福祉向上の観点からも望ましいことですが、民間企業においても同等の福利厚生サービスが提供されています。センター自身が、企業から選ばれるよう、主体的に関係市町村等と連携して取り組むことを期待します。		

労福協  
東部支部

## 第42回児童書き初め展

東部支部の活動として新年の恒例行事となっている「児童書き初め展」。42回目の今年も無事開催することができました。今年は13単組から計154点もの出品があり、出品された作品は1月末から2月中旬にかけて中国ろうきん鳥取支店と中電ふれあいホールに展示し、多くの方に観ていただきました。

テーマは自由ということで、冬休みの課題として出されたものと同じ言葉、今年の目標と思われる言葉、今年の干支等、様々な作品が並びました。半紙や条幅紙に力強く書かれた個性あふれる作品は、どの作品も世界に一つしかない素敵なものばかりでした。



古くは平安時代から始まり（庶民の間で広まるようになつたのは江戸時代からだそうです）、今では書の上達を願つたり一年の抱負を心新たにしたりする書き初め。IT化によって、以前に比べると文字を書く機会も減ってきたこの頃ですが、日本の伝統文化のよさを改めて感じさせてくれるイベントでした。来年度は、「親子de書き初め展」なんてのもいいかもしれませんね。

出品にご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

最後に、「児童書き初め展」を通して、労福協の理念が実現されることを祈念し、みなさまご唱和ください！

「すべての働く人の幸せと豊かさを目指して、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう！」

1, 2, 3, ダーッ！！



労福協  
中部支部**福祉街頭カンパ活動の実施・「中部書き初め・写真展」を開催**

昨年はコロナ禍で中止していた年末福祉カンパ活動を、12月19日(日)にアパート(琴浦町)、東宝河北プラザ、あじとう上井店、いよいよ倉吉中央店(倉吉市)の4か所で実施しました。前日まで降った雪があちこちに残り、時折氷雨が降るあいにくの天気での取り組みとなりましたが、カンパにご協力いただいた買い物客の方から「寒い中ご苦労さま」との声かけもいただき、改めてこの取り組みが意味するものを確認することができました。参加いただいた多くの役員・組合員の方々、カンパをいただきました皆さんにあらためてお礼申し上げます。

また、毎年夏に開催していた中部支部労福協まつりを中止した代替企画として、本年1月15日(土)から19日(水)に倉吉市のショッピングセンター「パープルタウン」の催事場で「中部書き初め・写真展」を開催しました。

中部支部として初めての企画でしたので、どれだけ出品いただけるのか不安がありましたが、書き初めに14点、写真に8点の応募をいただきました。

買い物に来られたお客様が足を止めて見入るなど多くの方に見ていただくことが出来ました。

**今後の予定**

- ・2月24日 中部地区福祉施設への寄付活動
- ・3月 第7回四役会議

労福協  
西部支部**3施設にXmasプレゼント！**

西部支部は「福祉カンパ基金」の贈呈を年度末に行っていましたが、同じ贈呈するなら子どもたちが喜ぶようにXmasプレゼントとして贈呈することとし、一昨年から12月に贈呈をしています。今年度も12月22日に境港市内B型施設1カ所、米子市内B型施設1カ所、そして全日本challengedアクアスロン皆生大会実行委員会にそれぞれ贈呈しました。来年は子どもたちがもっと喜ぶようにサンタの着ぐるみで訪問しようと考えています。(笑)

**第68回鳥取県勤労者美術展の作品の搬入・搬出みんなの力あわせ発揮！**

第68回鳥取県勤労者美術展は1月16日から米子市立美術館で開催されました。それに伴い、作品の搬入・搬出のお手伝いを行い、搬入18人、搬出19人とたくさんの仲間が集まり、みんなの「力」で作品にキズを付けることもなく無事に終わりました。「数はちから!!」です。

**2022新春のつどい 新型コロナを吹き飛ばす勢いで開催！！**

1月18日(火)「2022新春のつどい」を連合西部地協と協賛で開催しました。当日は、本川理事長をはじめ、連合鳥取田中会長、そして労福協・連合の仲間63人がつどい、今年もコロナに負けることなく、しっかりと運動・活動を行うことを全員で確認しました。来年こそは、コロナに負けない取り組みをするぞ～！！

**第5回幹事会開催 第46回通常総会日程決まる！**

2月21日に第5回幹事会を開催し、「第18回労福協社会貢献まつり」のまとめ、第46回通常総会の日程確認。また、役員改選の総会でもあることから、役員選考委員会の発足について提案を行い、すべての議案に対し、承認を得ました。今後、総会の準備と6月以降のスポーツ西部地区大会の準備にとりかかるぞ～！

**【今後の予定】**

- ◇3月下旬 第1回役員選考委員会 ◇4月中旬 第2回役員選考委員会 ◇4月中旬 第6回幹事会
- ◇5月13日(金)米子コンベンションセンター 6F第7会議室「第46回通常総会」

# 第68回鳥取県勤労者美術展

会期 2022年1月16日(日)～23日(日)／米子市美術館

## 鳥取県知事賞

## 写真部門

## 洋画部門

## 日本画部門

## 書道部門



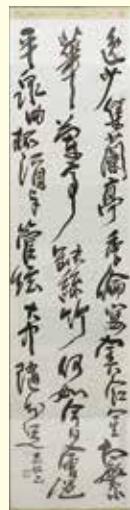
「母の振袖 想い新たに」  
あみはま 網濱 千景 様  
(鳥取市)



「さあ、豪円山に  
のぼ  
登りましょう」  
くさの 草野 妙子 様  
(鳥取市)



「青空に咲く」  
とくながら 徳永 幹 様  
(大山町)



福本 恭虹 様  
「逸少集蘭」  
(三朝町)

発行責任者 本川博孝  
発行日 2022年3月  
編集責任者 安部泰夫  
編集委員 中島一彦・澤北和彦・横山美友  
(一財)鳥取県労働者福祉協議会 第314号  
TEL(0857)271-4188

## 鳥取県労働者福祉協議会理事長賞

## 写真部門

## 洋画部門

## 日本画部門

## 書道部門



「不思議の国のハウス」  
さわぐち のりこ 澤口 典子 様  
(鳥取市)



「地上で脈打つ」  
うめた としひこ 梅田 寿彦 様  
(湯梨浜町)



「ふるさとの春」  
かわらじょう ひでこ 河原條 秀子 様  
(倉吉町)



「楊範詩」  
おかがき か うん 岡垣 華雲 様  
(八頭町)

## 各後援団体賞

賞	部門	作品名	氏名又は雅号	市町村	賞	部門	作品名	氏名又は雅号	市町村
鳥取県経営者 協会会长賞	写真	砂丘の風	前田 昭道 様	鳥取市	中国労働金庫 鳥取県営業本部 本部長賞	写真	in blue	山中 泰偉 様	倉吉市
	写真	夏日	飯塚 康子 様	松江市		写真	静寂の調べ	大西 茂 様	倉吉市
	洋画	夏の残映	北窓 妙子 様	倉吉市		洋画	ハル=テンペスト	HARU 様	鳥取市
	日本画	富岳	藤田 瞳子 様	北栄町		書道	あらし吹く	木嶋 博美 様	境港市
鳥取県商工会議所 連合会賞	写真	一枚の額の中の絵のような窓	倉繁由紀男 様	鳥取市	こくみん共済 coop 鳥取推進本部 本部長賞	写真	孤愁	阿部 穎男 様	鳥取市
	写真	海岸通り	村上富美恵 様	伯耆町		写真	西日の頃	太田 忍 様	鳥取市
	洋画	小笠原の海	小谷 裕章 様	鳥取市		洋画	感謝	菅原 理絵 様	琴浦町
	書道	さびしさに	石田 園子 様	米子市		書道	武帝詩	生田 珠翠 様	北栄町
鳥取県商工会 連合会会長賞	写真	都会のオアシス	根鈴 裕之 様	北栄町	連合鳥取会長賞	写真	私の居場所	海地 謙一 様	倉吉市
	写真	私の風景	上田 康恵 様	鳥取市		洋画	若桜駅	岩垣 弘春 様	鳥取市
	日本画	夏が来た	栗原 誠子 様	倉吉市		日本画	満天の星	山口 淡玲 様	伯耆町
	書道	江行	河田 桂山 様	鳥取市		書道	わが道をゆく	米原 寿亭 様	倉吉市
鳥取県中小企業 団体中央会賞	写真	ママのかパン	筏津 栄 様	倉吉市					
	写真	轍	古志谷恭子 様	米子市					
	洋画	初夏にやすらぐ	米澤 洋子 様	鳥取市					
	日本画	秋容の湖畔	佐々木利夫 様	倉吉市					

